

別表第1（第23条、第30条、第34条関係）

種目		区分	対象者	基準額(円)	性能等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上を有する重度身体障害者	154,000円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	給付	常時介護を必要とする下肢又は体幹機能障害1級と同程度を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	給付	常時介護を必要とする下肢又は体幹機能障害1級を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	給付	入浴時に、家族等の介助を必要とする重度の下肢又は体幹機能障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	82,400円	重度身体障害者(児)等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	給付	下着交換等に、家族等の介助を必要とする下肢又は体幹機能障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	15,000円	介護者等が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	159,000円	介護者が重度障害者(児)等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上を有する、原則として3歳以上の重度身体障害児	33,100円	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年
	訓練用ベッド	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上を有する、原則として学齢児以上の重度身体障害児	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
	自立生活支援用具	給付	入浴時に、家族等の介助を必要とする下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当	8年

				たり住宅改修を伴うものを除く。	
便器	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	便器 4,450円 手すり 5,400円	重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
歩行補助つえ(一本杖)	給付	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される身体障害者(児)	4,460円	歩行時に身体を支え、安定させるもの	3年
移動・移乗支援用具	給付	家庭内の移動等において介助を必要とする平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア) 重度身体障害者(児)等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽	給付	① 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者(児) ② てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)及び精神障害者	A) 主材料—スポンジ、革 15,200円 B) 主材料—スポンジ、革、プラスチック 36,750円	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの 基準額はオーダーメイドによる製品に適用するもの。レディメイドによる製品については、基準額の80%の範囲内の額とする。	3年
特殊便器	給付	① 上肢機能障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ② 訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な重度又は最重度の知的障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	151,200円	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもので、重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警報器	給付	① 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害等級2級以上の重度身体障害者(児) ② 重度又は最重度の知的障害者(児) ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの 給付は1世帯につき2台まで	8年
自動消火器	給付	① 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害等級2級以上の重度身体障害者(児) ② 重度又は最重度の知的障害者(児) ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年

			準ずる世帯に限る。			
	電磁調理器	給付	①視覚障害2級以上を有する重度身体障害者 ②重度又は最重度の知的障害者(児) ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	41,000円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	視覚障害2級以上を有する重度身体障害者 ※ただし、児については、原則として学齢児以上	7,000円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	給付	聴覚障害2級以上を有する重度身体障害者 ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。	87,400円	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	じん臓機能障害3級以上を有する自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー(吸入器)	給付	呼吸器機能障害3級以上を有し、必要と認められる身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	36,000円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	給付	呼吸器機能障害3級以上を有し、必要と認められる身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	56,400円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	17,000円	当該者等が容易に使用し得るもの	10年
	盲人用体温計(音声式)	給付	視覚障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上。また、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	9,000円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体重計	給付	視覚障害2級以上を有する重度身体障害者 ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	18,000円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年
	携帯用会話補助装置	給付	音声言語機能障害又は肢体不自由の障害を有し、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	98,800円	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	情報、通信支援用具(障害者向けのパーソナルコンピュータ周	給付	視覚障害又は上肢機能障害2級以上を有し、アプリケーションソフトや入力サポート機器を使用しなけれ	100,000円	対象となるアプリケーションソフトや入力サポート機器は以下のものとする。 ＜視覚障害者＞	

辺機器やアプリケーションソフトなど)		ばパーソナルコンピュータの操作が困難な重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上		アプリケーションソフト(画面音声化ソフト・画面拡大ソフト・視覚障害者用ワープロソフトなど) ＜上肢機能障害者＞ 入力サポート機能(大型又は小型キーボード・障害者用マウスなど)	
点字ディスプレイ	給付	視覚障害及び聴覚障害を重複して【原則として、視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級と同程度】有し、必要と認められる重度身体障害者	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	給付	視覚障害を有する身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	＜標準型＞ A)真鍮板製 10,400円 B)プラスチック製 6,600円 ＜携帯型＞ A)アルミニウム製 7,200円 B)プラスチック製 1,650円	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの ＜標準型＞ A)32マス18行両面書真鍮板製 B)32マス18行両面書プラスチック製 ＜携帯型＞ A)32マス4行片面書アルミニウム製 B)32マス12行片面書プラスチック製	標準型 7年 携帯型 5年
点字タイプライター	給付	視覚障害2級以上を有し、就労若しくは就学しているか又は就学が見込まれる重度身体障害者	63,100円	重度身体障害者等が容易に操作し得るもの	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	視覚障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	A)録音再生機 85,000円 B)再生専用機 35,000円	A)音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの B)音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	給付	視覚障害2級以上を有する重度身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	99,800円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、重度身体障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	給付	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能となる身体障害者(児)	198,000円	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大され	8年

		※ただし、児については、原則として学齢児以上		た画像(文字等)を映し出せるもの	
盲人用時計	給付	視覚障害2級以上を有する重度身体障害者 ※ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に原則として限る。	A)触読式 10,300円 B)音声式 13,300円	重度障害者(児)等が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用通信装置	給付	聴覚障害を有する又は発声・発語には著しい障害を有する身体障害者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児) ※ただし、児については、原則として学齢児以上	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、重度身体障害者(児)等が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	給付	聴覚障害を有する身体障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、身体障害者が容易に使用し得るもの	6年
人工咽頭	給付	咽頭摘出者 ※ただし、電動咽頭の対象者は、職業上又は学校教育上、真に必要な者に限る	A)笛式 8,100円 B)電動式 70,100円	A)笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの B)電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化	笛式4年 電動式5年
福祉電話	貸与	聴覚障害又は外出困難な重度身体障害者【原則として、2級以上】であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者 ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る	新規設置 83,300円 回線切換えのみ 2,000円	重度身体障害者等が容易に使用し得るもの	—
ファックス	貸与	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者 ※ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	7,700円	重度身体障害者等が容易に使用し得るもの	—
視覚障害者用ワードプロセッサ	共同利用	視覚障害を有する身体障害者(児)	1,030,000円	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に	—

			※ただし、児については、原則として学齢児以上		点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化はできるもの	
	点字図書	給付	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害を有する身体障害者(児)	町長が別に定める。	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	給付	直腸機能障害を有し、ストマを造設している身体障害者(児)	8,858円	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。基準額は1ヶ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額である。	—
	ストマ用装具(蓄尿袋)	給付	ぼうこう機能障害を有し、ストマを造設している身体障害者(児)	11,639円	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。基準額は1ヶ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額である。	—
	紙おむつ	給付	高度の排便機能障害を有する者又は高度の排尿機能障害を有する者若しくは脳原性運動機能障害を有しかつ意思表示が困難な身体障害者(児) ※ただし、児については、原則として3歳以上	12,000円	基準額は、尿取りパッド、ガーゼ、さらしなど、紙おむつの性能を補助する品物を含む月額である。	—
	洗腸用具	給付	直腸機能障害を有し、ストマを造設している身体障害者(児)	17,720円	給付ができるのは、医師から許可を得ている場合に限る。ストマ用装具との同時交付は不可とする。	6箇月
	収尿器	給付	高度の排尿機能障害を有する身体障害者	<男性用> A)普通型 7,700円 B)簡易型 5,700円 <女性用> A)普通型 8,500円 B)簡易型 5,900円	<男性用> 採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置等がついているもの ラテックス製又はゴム製 <女性用> A)普通型—耐久性ゴム製採尿袋を有する者 B)簡易型—ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。採尿袋20枚を1組とする。	1年